

第 2 2 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 4 年 10 月 5 日,午後 2 時 00 分から  
 開催場所：福津市役所 別館大ホール  
 出席者：農業委員 10 名,推進委員 10 名 事務局 2 名  
 欠席者：1 名  
 議事録署名委員：2 名

発言者	内容
局長	只今から第 22 回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は9名でございます。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	<会長挨拶>
局長	続きまして、会議規程第5条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
会長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、7 番大庭委員、8 番安部 委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 156号から日程第9議案第 164号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。 それでは、日程第 1 議案第 156号農地法第 3 条の規定による許可申請(番号 1)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	息子さんに名義を変更したいとの説明を受けました。営農計画についてもお聞きしましたが、特に問題はないと思います。
会長	事務局から補足説明はありますか。

事務局	3条要件の下限面積についてです。新たに取得する面積が5反あればよくて、その要件を満たしています。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
担当委員	議案に2分の1と記載がありますが、議案に記載の面積の 2 分の1ということよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 156号農地法第3条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	地元委員、説明をお願いします。  譲受人の営農計画は資料のとおりです。申請地西側の農地には育苗用のハウスがあります。農地を取得して経営規模の拡大を図りながら、認定農業者を目指したいとのことです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	特にありません。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。  質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第 2 議案第 157号農地法第4条の規定(番号1)による許可申請について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	貸して耕作してもらっていましたが、所有者が手放したいという意向でした。建築メーカーが取得して建てるということです。上下水道は市道に通っていますので、それを利用するということです、雨水については、新規側溝を設置する計画ですが、道路幅が狭いので、市との協議後に進めるとのことです。
会長	事務局から補足説明はありますか。  現在、何かを耕作しているという農地ではありません。この申請地は都市計画法の用途

事務局	地域に指定されていますので、第3種農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	水路に蓋掛けをして、道路にするということですか。
事務局	その通りです。
農業委員	強度的には問題はありませんか。車が通ったりすると思いますが。
事務局	強度については、都市管理課が管理しています。法律に基づいて、認定道路と認める時にこの強度以上のものということをチェックし、指導をしているところです。
農業委員	設計上、問題がないということでしょうか。
事務局	そのように聞いています。
会長	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第157号農地法第4条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	申請者は自家用野菜を作っていましたが、高齢になって作れなくなったということで、駐車場にして貸したいということです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	進入路の右側が申請地で、その隣には申請者の自宅があります。農地の広がり10haを超えていませんので、第2種農地となります。
農業委員	進入路の幅はどれくらいありますか。
事務局	おおよそ3m程度だと思います。
農業委員	離合はできますか。
事務局	個人地で個人の駐車場となりますので、後のことは自己責任ということになります。
農業委員	雨水の排水経路が記載されていませんが、どのように流れていきますか。
事務局	申請者に雨水の排水経路が記載された図面への差し替えを依頼します。
	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第158号農地法第5条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。

事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	親子間の譲渡で、分家住宅を建てます。市道に上下水道が通っています。図面を見せていただきましたが、特に問題はないと思います。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	何か耕作をしている農地ではありません。農地の広がりは10ha を超えていませんので、第2種農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 158号 農地法第5条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	申請地の右側に新たに2段ブロックを設置するということです。 市道には公共上下水道が通っています。申請地左側の手前に駐車スペースを設置するということです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	何か耕作をしている農地ではありません。住宅地に囲まれている農地で都市計画法の用途地域に指定されていますので、第3種農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 158号 農地法第5条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	ここの農地はもともと野菜を作っていましたが、地主が高齢で作れないということで、草が生えた状態になっています。息子さんも作れないということで、宅地分譲として売りたいということを聞いています。

	<p>公共上下水は市道に通っています。擁壁は隣接の方と話をしながら、対応していくと聞いています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>何か耕作をしている農地ではありません。住宅地に囲まれている農地で都市計画法の用途地域に指定されていますので、第3種農地となります。</p>
農業委員	<p>電信柱の補助柱は取り除かれますか。</p>
事務局	<p>確認はしていませんが、敷地内にあれば、通常別の場所に移ります。</p>
会長	<p>他にご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 158号農地法第5条の規定による許可申請(番号4)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>4条申請が出ていますが、工事をするときに駐車場や資材置場がないので、近くの農地を借りたいということで、一時転用申請が出ています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>駐車場や資材置場として一時転用されますが、ブルーシートを敷いて、その上に碎石を敷き詰めるという簡単なものにするということです。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 158号農地法第5条の規定による許可申請(番号5)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>8月に転用の話があって現地を確認したところ、農地部分をすでに駐車場にしていました。それで、事務局に相談をしたのち、顛末書を添付してもらってから申請をしてもらっています。公共上下水道は市道に通っています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>

事務局	<p>写真を付けていますが、農地部分にバラスを敷して駐車場にしていました。</p> <p>何もないまま受け付けるわけにはいかないということで、顛末書を添付を確認してから、受付をしました。住宅地に囲まれている農地で都市計画法の用途地域に指定されていますので、第3種農地となります。</p>
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	典型的な農地法違反の事例だと思いますが、顛末書を添付だけで、受付できないと思います。現況回復で農地に戻さないといけないのではないのでしょうか。バラスを取り除くかあるいは30cmほど土を入れて農地に戻さないといけないと考えます。
事務局	委員の指摘のとおり、現況回復で農地に戻すことは大原則です。ただ、農地に戻したとしても、今後、転用申請が出てくることを鑑みたところで受付をしています。
農業委員	このようなことを認めてしまえば、今後、このようなことが出てくるのではないですか。
事務局	このような事例については、他の市町も悩んでいるようですが、宅地を造成するときに、現況回復をしてもらって、認めているケースもあるようです。今後、どのようにすべきかについては、県農林事務所に確認をします。
農業委員	少なくとも、砂利とロープと車止めを外したところで、次回の総会に図っていただきたいと思います。
会長	<p>砂利と車止めなどを外したところで、次回の総会に図っていただきたいという意見が出ていますが、他にご質問や意見などはありませんか。この件については保留して砂利と車止めなどを外したところで次回の総会に図るように事務局と調整します。</p> <p>次に日程第3議案第 158号農地法第5条の規定による許可申請(番号6)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	<p>私の担当地区になりますので、私が説明を行います。</p> <p>場所は津屋崎中学校の北側、在自川との間の農地です。横には太陽光発電所があって、東側は住宅地が広がっています。そのような場所で22戸の宅地分譲をしたいということで申請されています。道が少し狭いと感じたので、業者に確認をしたところ、県に確認をしますと言っていました。公共上下水については、南側から接続しますと聞いています。雨水については水路に流すとのことですが、できれば、在自川の方に流してほしいと要望を伝えています。太陽光発電所との境界にはL型に似たコンクリートを設置するという話を聞いています。</p>

会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	第3種農地の判断基準は街区面積において、宅地の面積の割合が40%を超えていることとありますが、この基準を満たしているため第3種農地となります。
農業委員	写真だけでは分からないので、現地について確認をした方がよいかと思っておりますので、事務局にお願いしたいと思います。
会長	新型コロナが流行り始めてから、みんなでマイクロバスに乗って現地に行けなくなりました。班分けをして現地確認をしようとしていたところ、また、新型コロナが流行り始めたので、様子を見ているところです。
事務局	試案ではワゴン車2台を使い、3班に分けて現地確認を行うことを考えています。
会長	他にご質問や意見などはありませんか。
農業委員	申請地は在自川の横で窪地になっていると思いますが、どのくらいの客土をするのでしょうか。
会長	現況では在自川の方は1m、津屋崎中学校の方向に進むにつれて、段差がなくなってきました。他にご質問や意見などはありませんか。
農業委員	街区の概念はどのようなものですか。また、農地種別の判断はどのようにされていますか。
事務局	街区の概念は道路や河川など公共物で囲まれた範囲です。市農業委員会が判断した範囲で問題がないと県農林事務所に確認を取っています。農地種別の判断は申請時点で一筆ごと確認をし、事務局が判断しています。
会長	他にご質問や意見などはありませんか。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第4議案第 159号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	相続の届出報告です。次に日程第5議案第 160号公共事業に関する農地の一時利用届出報告について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	公共事業に関する農地の一時利用届出です。次に日程第5議案第 161号転用許可不要の届出報告について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>

	<p>通信事業者の通信用アンテナについては、転用許可申請を受けなくてもよいとなっています。</p>
<p>会長</p>	<p>次に日程第7議案第 162号非農地証明書の発出にかかる報告について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>非農地証明書の報告です。次に日程第8議案第 163号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>解約の届出です。次に日程第9議案第 164号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;議案朗読&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>福津市農用地利用集積計画の策定です。以上で議案の審議はすべて終わりました。</p> <p>次回の開催予定は11月8日(火)です。</p> <p>以上を持ちまして第22回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>